

運転免許証を自主返納される方を支援します。

～高齢者運転免許証自主返納支援事業～

★自動車やバイクの運転に不安を感じていませんか？

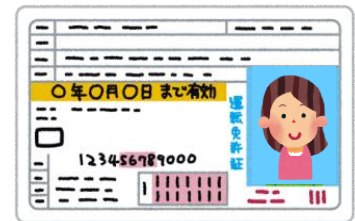
庄内町では高齢者の運転による交通事故防止を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対して、タクシー利用券の交付の支援を実施しております。ぜひこの機会にご活用ください。

対象者

庄内町に住所があり、運転免許証を自主返納される時点で満70歳以上の方。また、返納した日から1年以内に支援制度の申請をされた方。

ただし、保健福祉課の「障害者社会参加移動促進事業」または「高齢者外出支援事業」を受けている方は対象になりません。

手続方法



- ① 庄内警察署へ運転免許証を返納します。
- ② 庄内警察署から「申請による運転免許証の取消通知書」と「無効後の運転免許証」を受け取り、持参のうえで、役場3階 環境防災課 危機管理係または立川総合支所 総合支所係で申請手続きを行います。
- ③ 申請は代理人申請が可能です。初回の申請に限り、免許返納日から1年以内に申請をお願いします。

支援内容

新規申請の時期によって「タクシー利用券」の支援内容が変わります。

- ① 4月から6月申請の方は、2万円（500円券×40枚）
- ② 7月から9月申請の方は、1万5千円（500円券×30枚）
- ③ 10月～12月申請の方は、1万円（500円券×20枚）
- ④ 1月～3月申請の方は、5千円（500円券×10枚）

（タクシー利用券の有効期限は、交付した年度の3月末日となります。）

※ 次年度以降の更新は4年間申請することができ、上記枚数の2分の1の交付となります。

お気軽にお問合せ下さい

庄内町役場 環境防災課 危機管理係

☎ 43-0246